

院内 BCP に基づいた検査室災害マニュアルの策定と検証

◎吉田 元治¹⁾、梁本 省仁²⁾、清水 楓梨¹⁾、黒田 舞子¹⁾
大阪府立中河内救命救急センター¹⁾、地方独立行政法人 市立東大阪医療センター²⁾

【はじめに】当センターは、大阪府に 17 か所ある災害拠点病院の 1 つで、災害時には、隣接する市立東大阪医療センターと協同して、中河内医療圏（東大阪市・八尾市・柏原市）災害対応にあたっている。平成 29 年医政局長通知により災害拠点病院の指定要件の 1 つとして「業務継続計画（以下、BCP : Business continuity plan）の整備を行っていることが追加された。関空連絡橋を襲った台風 21 号や北海道胆振東部地震において、病院の長期停電により診療継続に多大な影響を与えたことは記憶に新しく、当センターにおいても BCP を策定し、検査室の災害対応マニュアルに落とし込んで訓練を行ったので、経験を踏まえて報告する。

【医療における BCP】本来は企業などが、災害等の危機的状況下でも重要な業務が継続できる方策を記述したものであったが、上述の災害が起これば医療機関においても BCP の概念が必要となった。しかし企業と医療の BCP が大きく異なる点は、医療においては計画発動時に業務量が格段に増加することにある。

【検査室の災害マニュアル】災害時に最大多数の傷病者に

医療を提供できるように事前準備を行うことが、当センターの基本方針の 1 つであるため、それに則り検査室災害マニュアルを改訂し、アクションカードも策定した。災害時には、院内災害対策本部等の検査業務以外も増えるため、災害発生初期には、血液ガスのみを検査可能とするなどの検査項目の簡略化を図った。

【訓練の結果】院内災害対応レベルを把握し、レベルに応じて検査可能項目を事前に決定しておくことは、有用であり混乱を防ぐことができた。しかし訓練では発災から数時間後の災害急性期までしか実施できておらず、長期化する災害においては、試薬や輸血の供給など種々の問題があげられるため、今後の検証が求められる。

【まとめ】災害拠点病院においては、管轄医療圏の医療施設の情報を収集し支援しなければならず、自施設だけでなく地域を巻き込んだ BCP および訓練の計画を策定していかなければならないと考える。

連絡先 06-6785-6166